

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊
飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

地方自治法の規定に基づき定期監査等の監査を実施したので、飯塚市監査規程第 22 条第 2 項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象、期間及び指摘事項件数

| 対象部局等 | 指摘事項件数 | 監査実施期間 |
|------------|--------|--------------------------------------|
| 選挙管理委員会 | 2 | 令和元年 8 月 23 日 ～ 令和元年 10 月 24 日 |
| 都市建設部土木建設課 | 4 | |
| 都市建設部建築課 | 1 | |
| 都市建設部都市計画課 | 4 | |

2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成 28 年 4 月から令和元年 6 月までの収入、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象としました。

また、上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員の説明を聴取しました。

3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていましたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導にも努めてください。

選挙管理委員会【局長指摘事項】

1 決裁について（局長指摘事項）

飯塚市事務決裁規程別表第1によれば、「1件100万円以上の委託業務検査報告書に関すること。」は部長共通専決事項と規定され、そのうち「選挙管理委員会及び農業委員会の職員に補助執行させている事務並びに会計課の事務に係る部長共通専決事項及び別表第2（財務共通）の部長の専決事項に関すること。」については、行政経営部長専決事項と規定されている。

しかしながら、選挙公報配布委託契約（契約金額2,764,800円）において、総務部長が決裁を行っている事案が確認された。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は適正な事務処理を行うこと。

なお、同様の事務処理は、前回の定期監査でも指摘していることから、担当者及び管理監督者は十分に確認するよう改善を図られたい。

2 選挙運動公費負担金の添付書類について（局長指摘事項）

選挙運動公費負担金において、添付された証明書を確認したところ、証明日の誤記及び記載事項の遺漏があるにもかかわらず受領し、支払いを行っていた。

今後は、申請者に対し記載の遺漏がないよう指導し、適切な事務処理を徹底すること。

都市建設部土木建設課【局長指摘事項】

1 派遣業務について

（1）時間外勤務について

ア 「設計積算・現場技術補助派遣業務」において、浸水対策事業等における設計積算及び現場技術補助を目的とし、業者より労働者を派遣させ土木建設課における業務を行わせている。この派遣業務において、労働基準法第36条に規定された「時間外労働、休日労働に関する協定」を結んでいるが、下記のとおり協定に反する労働を行わせていた。

- ① 1日に延長することができる時間を「5時間」と定めているものの、5時間を超えて労働させた日が確認された。
- ② 1カ月に延長することができる時間を「45時間」と定めているものの、45時間を超えて労働させた月が確認された。
- ③ 労働をさせることができる休日並びに始業及び終業の時刻を「1カ月に4日、9時から18時」と定めているが、8時30分から23時45分まで労働させるなどの休日勤務が確認された。

イ 被派遣者の時間外勤務においては、指揮命令権者である所属長が業務の命令を行い、勤務を行わせるべきと思料するが、被派遣者の判断において勤務が行われていた。

今後は、時間外勤務命令書等を作成し、市に準じた取り扱いを行うなど、適切に時間外勤務を行わせること。

（2）時間外労働、休日労働に関する協定書について

「時間外労働、休日労働に関する協定書」は、2部を労働基準監督署へ提

出ることとされているが、提出していなかった。またこの協定書中、協定締結日を消せるボールペンで記載していた。

協定書を早急に労働基準監督署へ提出するとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

(3) 年次休暇について

ア 被派遣者が年次休暇を取得する際、被派遣者が口頭で申し出ることにより取得させていた。

今後は、年次休暇を伺書等により申請させ、適切に管理すること。

イ 平成 30 年度の派遣業務において、4 月から 9 月までの半年間及び 10 月から 3 月までの半年間、それぞれ派遣業務を締結している（被派遣者は同一人物）。この契約において、被派遣者が取得できる年次休暇をそれぞれ 20 日間と定め、合計 40 日間の年次休暇を与えていた。しかしながら、4 月から 3 月までの 1 年間における他の同一派遣業務契約においては、1 年間に取得できる年次休暇を 20 日と定めているため、半年間の契約においては、10 日間とすべきであったと思料する。

2 備品について

(1) 備品の管理について

備品について確認したところ、備品シールの貼付がなされていないもの及び、備品登録がなされていないものが確認された。また、現在は存在しない書籍及びストーブが台帳に登録されたままとなっていた。

適切な備品管理を行うよう早急に措置すること。

(2) 書籍について

平成 30 年度に書籍を購入しているが、全て消耗品費で購入しており、備品として管理されていなかった。

複数年使用できる書籍については、備品登録を行うとともに、今後は備品購入費から支出し適切に管理すること。

(3) デジタルカメラについて

デジタルカメラ 5 台を所有しているが、備品台帳に登録されていなかった。また、備品購入費及び消耗品費からは支出されておらず、どのような経緯で取得されたか確認できなかった。

早急に備品登録を行うとともに、今後は適切な備品の取得を行うこと。

3 戸籍等の公用申請について

用地買収にあたり相続人を特定するため、公用にて戸籍等を取得している。しかしながら、「戸籍謄本等公用請求書」の控えを確認したところ、決裁を受け請求したものか確認できないものがあった。

今後は、適切な公用申請の手続きをとるとともに、決裁文書の管理を行うこと。

4 測量業務委託について

用地測量業務委託について、変更設計を行った際、積算を錯誤したことにより過払いとなっていた。

業者に対し返還を求めるとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

都市建設部建築課【局長指摘事項】

1 飯塚市ブロック塀等撤去促進事業について

飯塚市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 11 条によれば、「申請者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事完了の日から起算して 30 日を経過した日までに完了実績報告書を提出しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、工事完了から 30 日を過ぎて提出された完了実績報告書が見受けられた。

今後は、申請者に完了実績報告書の提出を促し、適切に処理すること。

都市建設部都市計画課【局長指摘事項】

1 各種公園の使用許可にかかる事務処理について

(1) 決裁について

飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば「行政財産の目的外使用許可のうち、露店商、行商その他これらに類する行為の使用許可に関する事」は都市計画課長の専決事項及び「行政財産の目的外使用許可のうち、電柱、電話柱その他柱類の使用許可に関する事」は課長共通専決事項とされ、その他占用等にかかる行政財産の目的外使用許可については、都市建設部長の専決事項とされている。

しかしながら、行政財産の使用許可について確認したところ、全件において課長決裁とされていた。

早急に決裁を取り直すとともに、今後は適正な事務処理を行うこと。

(2) 使用料の減免について

行政財産及び都市公園にかかる使用料の減免については、飯塚市公有財産管理規則第 20 条の 2 及び飯塚市都市公園条例施行規則第 9 条第 2 項に基づき申請をすることにより、使用料の減免が認められている。なお、減免の決定は、飯塚市事務決裁規程別表第 1 において、既定標準による税外収入の減免に関する事以外については、部長の専決事項とされている。

しかしながら、減免の申請がないにもかかわらず、使用料の算定をせず無償にて許可している事例が散見された。

また、無償に該当しないと思料されるものも見受けられることから、今後、減免に係る根拠の見直しを行うとともに、使用料の減免を行う場合は、規定に基づき決裁を受けること。

(3) 使用料の徴収について

飯塚市都市公園条例第 7 条によれば、「許可を受けた者は、使用料(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条の規定により非課税とされるものを除くもの

については、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、使用料の額が 100 円に満たない場合は、100 円とする。)を納付しなければならない。」と規定している。また、消費税については、利用期間が 1 か月未満となる場合に課税されることとなる。

しかしながら、利用期間が 1 か月以上の使用についても消費税を乗じて徴収し、過大徴収となっているものが見受けられた。

規定に基づく使用料の算定となっているか再度確認し、適切な事務処理を行うこと。

(4) 調定書の整理について

各種公園等の使用について、申請に基づき許可を行い、納付書を発行、歳入処理が行われているが、調定の計上が漏れているものが見受けられた。

また、調定書の簿冊には、調定書が重複するものあるいは削除済の調定書等も一緒に綴られており、正確な調定額を確認できなかった。

現在の許可申請状況との照合を行うとともに、簿冊を整理すること。

(5) 根拠法令の確認について

飯塚市児童遊園条例第 4 条によれば「飯塚市公園条例の第 4 条、第 6 条から第 15 条まで及び第 17 条から第 19 条までの規定は、児童遊園について準用する。」と規定されている。

しかしながら、児童遊園の使用許可等に関する事務処理について確認したところ、「飯塚市都市公園条例」及び「飯塚市都市公園条例施行規則」に基づき、申請を受付け、使用を許可している。

また、都市公園における許可にかかる事務処理についても、使用する様式に誤りが見受けられた。

今後、根拠法令を確認し、規定に基づき適切に事務処理を行うこと。

2 施設維持管理手数料における執行について

財政課長通知、平成 22 年 5 月 20 日付け事務連絡「施設維持管理手数料」に係る事務処理について(以下「通知文」という。)によれば、「軽微な工事や維持補修で早急な対応を要するもの」を「役務(サービス)の提供を受けたことに対する支出」と捉え、労働に対する対価のほかに材料費、作業機械借り上げ料等の諸経費が含まれるものについて、「施設維持管理手数料」(以下「手数料」という。)として 100 万円未満の支出ができるとされている。この通知文により、入札や契約書の締結等の事務処理を行うことなく支出が可能となることから「工事請負費での支出が適当であるものについては、たとえ金額が少額であっても工事として発注し、安易に当該手数料により処理することは避けてください。」との注意喚起がされている。

各種公園等における施設管理費維持管理手数料の執行について確認したところ、年間を通じた草刈清掃及び公園清掃業務、あるいは法面工事等の、委託料や工事請負費での支出が適切であると思料される事例が散見された。

また、上記事例のうち一部においては随意契約の限度額(50 万円)を超えた支出も存在していた。

これまでの維持管理手数料における執行内容について見直すとともに、今後、安易に処理することなく、支出の性質に応じた費目にて適切な予算執行を行うこと。

3 分割発注について

各種公園の維持管理業務のうち、庄内地区都市公園維持管理業務委託については、1 年の履行期間を 2 期に分割し発注している。履行場所及び業務内容は

同一であることから、分割発注する合理的な理由はなく、経済性及び効率性を考慮すれば、年間にて発注することが適切であると思料する。

また、鳥羽公園草刈業務委託についても履行期間を2回に分けて発注しているが、他の草刈業務は年間を通して発注していることから、分割にて発注することに疑義がある。

今後、業務委託については、その業務内容を十分検討したうえ、経済性、効率性を考慮した契約を行うこと。

4 土地の賃借契約について

地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。しかしながら、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。

都市公園内に存在する私有地にかかる土地の賃借契約について、予算の裏付なく、10年間の期間を定め契約を締結し、借地料を支出していた。

今後、債務負担行為の設定または長期継続とした契約の見直しを行うなど、法令に基づき適切な処理をすること。